

川集発第15号
令和5年3月8日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 榊原 秀忠 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和4年9月30日執行の環境部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（収集業務課）

収集業務課の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが多数見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

備品整理票が貼付していない備品に備品整理票を貼付しました。備品登録はあるが所在が不明となっていた備品は所在を確認の上、未登録物品は登録し、除却手続きが行われていない物品は除却を行い、備品台帳を整理し、整合をとりました。

財産管理について（収集業務課）

所管する公印の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

公印の管理につきましては、所管する公印すべての備品登録手続きを行い、公印保管箱に備品整理票を貼付しました。



また、鍵のかかるキャビネットに保管することとし、業務終了の際に施錠するようにいたしました。

今後は、備品管理手順を課内で周知・徹底し、川口市財産規則に則った備品管理に努めてまいります。